

千葉市公告第 8 3 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

令和 2 年 2 月 6 日

千葉市長 熊 谷 俊 人

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 オークー千葉中央店
所在地 千葉市中央区祐光三丁目 1 6 0 5 番 1 3

- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名 称 株式会社島忠
代表者の氏名 代表取締役 岡野 恭明
住 所 さいたま市中央区上落合八丁目 3 番 3 2 号

- 3 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名及び住所
(変更前)
代表者氏名 代表取締役 山下 視希夫
住 所 さいたま市西区三橋五丁目 1 5 5 5 番地
(変更後)
代表者氏名 代表取締役 岡野 恭明
住 所 さいたま市中央区上落合八丁目 3 番 3 2 号

- 4 変更の年月日
令和元年 7 月 2 2 日 他

- 5 変更の理由
建物設置者の代表者及び住所変更のため

- 6 届出の年月日
令和 2 年 1 月 2 1 日

- 7 縦覧場所
千葉市中央区千葉港 1 番 1 号 千葉市経済農政局経済部産業支援課

8 縦覧期間及び時間

(1) 縦覧期間

令和2年2月6日から令和2年6月8日まで（土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(2) 時間

午前9時から午後5時15分まで